ＴＫ2182844	2010/ 6/25	2015/11/30	ＴＫ9033805	2013/ 4/18	2015/11/30
ＴＫ2564777	2010/ 8/13	2015/11/30	ＴＫ9087617	2013/ 4/ 1	2015/11/30
ＴＫ3783761	2011/ 2/21	2015/11/30	ＴＫ9112574	2013/ 4/15	2015/11/30
ＴＫ3991806	2011/ 2/22	2015/11/30	ＴＫ9216754	2013/ 6/ 4	2015/11/30
ＴＫ4037509	2011/ 2/28	2015/11/30	ＴＫ9666516	2013/ 8/15	2015/11/30
ＴＫ4075607	2011/ 3/11	2015/11/30	ＴＫ9730633	2013/ 8/29	2015/11/30
ＴＫ4099705	2011/ 3/23	2015/11/30	ＴＫ9918285	2013/ 9/ 2	2015/11/30
ＴＫ4273682	2011/ 3/22	2015/11/30	ＴＬ0140584	2013/10/ 4	2015/11/30
ＴＫ4726818	2011/ 6/22	2015/11/30	ＴＬ0248632	2014/ 1/ 9	2015/11/30
ＴＫ4736277	2011/ 6/ 3	2015/11/30	ＴＲ1424137	2014/ 2/25	2015/11/30
ＴＫ4951640	2011/ 8/ 4	2015/11/30	ＴＲ1927392	2014/ 6/18	2015/11/30
ＴＫ5347706	2011/ 9/ 7	2015/11/30	ＴＲ2006676	2014/ 6/20	2015/11/30
ＴＫ5418150	2011/ 9/14	2015/11/30	ＴＲ2071416	2014/ 6/27	2015/11/30
ＴＫ5541779	2011/10/12	2015/11/30	ＴＲ2272093	2014/ 7/22	2015/11/30
ＴＫ5740327	2011/12/ 8	2015/11/30	ＴＲ2922644	2014/11/25	2015/11/30
ＴＫ5936602	2011/12/ 7	2015/11/30	ＴＲ3005435	2014/12/ 9	2015/11/30
ＴＫ6038175	2012/ 1/11	2015/11/30	ＴＲ3599347	2015/ 4/ 3	2015/11/30
ＴＫ6042455	2011/12/ 6	2015/11/30	ＴＲ4505393	2015/ 7/27	2015/11/30
ＴＫ6412944	2012/ 2/21	2015/11/30	ＴＲ4536650	2015/ 7/31	2015/11/30
ＴＫ6431033	2012/ 2/21	2015/11/30	ＴＲ4624110	2015/ 7/30	2015/11/30
ＴＫ6532200	2012/ 3/ 9	2015/11/30	ＴＲ4829095	2015/10/ 5	2015/11/30
ＴＫ6613829	2012/ 4/ 2	2015/11/30	ＴＲ4947527	2015/10/27	2015/11/30
ＴＫ6866681	2012/ 4/16	2015/11/30	ＴＲ5115976	2015/11/12	2015/11/30
ＴＫ7395155	2012/ 7/13	2015/11/30	ＴＺ0492693	2007/ 5/ 3	2015/11/30
ＴＫ7757115	2012/ 8/24	2015/11/30	ＴＺ0507465	2007/ 8/22	2015/11/30
ＴＫ7778846	2012/10/26	2015/11/30	ＴＺ0590511	2008/10/ 1	2015/11/30
ＴＫ7995038	2012/10/ 1	2015/11/30	ＴＺ0681636	2009/ 9/23	2015/11/30
ＴＫ8037801	2012/ 9/26	2015/11/30	ＴＺ0698167	2010/ 2/24	2015/11/30
ＴＫ8619121	2013/ 1/24	2015/11/30	ＴＺ0714140	2010/ 5/28	2015/11/30

○外務省告示第四百三十五号

平成二十七年十一月二十七日にジャカルタで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十七年十二月十七日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドネシア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインドネシア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　千四百億五千百万円（一四〇、〇五一、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につきこの書簡の付表2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インドネシア共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、インドネシア共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずくこの書簡の付表3欄、4欄及び5欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　この書簡の付表5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、インドネシアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　2(1)に規定する借款契約に定める借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払の責任も、インドネシア共和国政府が負う。

5　インドネシア共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（2(1)に規定する借款契約において言及されるものであって、国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定めるもの）に適合するように調達されることを確保する。

6　インドネシア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してインドネシア共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためインドネシア共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8(1)　インドネシア共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連して課されるインドネシアの財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　インドネシア共和国政府は、主要な供給者、主要な請負業者又は主要なコンサルタントとして活動する日本国の会社が借款に基づいて行う生産物又は役務の供給から生ずる所得に関する全てのインドネシアの財政課徴金及び租税を負担する。

(3)　インドネシア共和国政府は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関する全てのインドネシアの関税及び関連の財政課徴金を免除する。

9　インドネシア共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドネシア共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。